

平成二十五年二月十九日受領
答 弁 第 一 一 六 号

内閣衆質一八三第一六号

平成二十五年二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員石川知裕君提出矯正施設における医療体制等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石川知裕君提出矯正施設における医療体制等に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十五年二月五日付け北海道新聞朝刊に御指摘の記事が掲載されたこと及びその記事の内容については承知している。

二及び三について

網走刑務所において一か月で三人の受刑者が疾病により死亡したことについては、誠に遺憾である。同刑務所においては、平成二十二年三月三十一日から、医療業務に従事する医師等（医師及び歯科医師をいう。以下同じ。）である常勤の職員の現員が零人となっているが、医療業務に従事する医師等である非常勤の職員による診療を行うことなどにより、被収容者に対して適切な医療上の措置を講じており、常勤の職員である医師等の現員が零人であったことと今般の受刑者の死亡との間に関連性は認められないものと認識している。いずれにせよ、今後とも適切な医療管理体制の整備に努めてまいりたい。

四及び十一について

矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に勤務し、医療業務に

従事する医師等である常勤の職員（以下「常勤医師等」という。）の定員については、各矯正施設における被收容者の收容状況、医療上の需要等諸般の事情を総合的に勘案して定めており、また、必要な場合には、矯正施設に勤務し、医療業務に従事する医師等である非常勤の職員又は矯正施設の長が必要に応じて嘱託した職員でない医師等による診療を行うなどしており、これらにより、被收容者に対し、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講じている。今後とも、常勤医師等の適正な配置に努めてまいりたい。

五について

平成二十四年四月一日現在、網走刑務所以外に、当該矯正施設内に設置された診療所の運営が民間の医療機関等に委託され、医師等が常時勤務している矯正施設を除く常勤医師等の定員が一人以上でありその現員が零人となっている矯正施設は二十二施設であり、当該矯正施設について、①名称、②收容定員、③收容人員（平成二十四年三月三十一日現在の速報値）、④常勤医師等の定員並びに⑤現員が零人となった年月日及び当該日以降に病死（疾病又は老衰による死亡をいう。以下同じ。）をした被收容者の人数は以下のとおりである。なお、⑤について、支所の設置された刑事施設において病死をした被收容者の人数に

については、本所及び支所の合計のみを把握しているため、支所のみにおける人数をお示しすることはできない。

- | | | | | |
|----------|---------|---------|-----|---------------|
| ①札幌拘置支所 | ②三百二十二 | ③百八十五 | ④一人 | ⑤平成二十四年三月三十一日 |
| ①釧路刑務支所 | ②三百三十九 | ③二百十 | ④一人 | ⑤平成二十三年三月三十一日 |
| ①山形刑務所 | ②千五百十七 | ③千三百三十六 | ④一人 | ⑤平成二十三年三月三十一日 |
| ①福島刑務所 | ②千六百五十五 | ③八百二十三 | ④一人 | ⑤平成二十四年四月一日 |
| ①水戸刑務所 | ②五百六十四 | ③五百八十 | ④一人 | ⑤平成二十一年八月三十一日 |
| ①宇都宮拘置支所 | ②二百三十七 | ③百十一 | ④一人 | ⑤平成二十三年十二月十五日 |
| ①横須賀刑務支所 | ②二百五十七 | ③百六十五 | ④一人 | ⑤平成十九年三月三十一日 |
| ①甲府刑務所 | ②六百十八 | ③五百二十九 | ④一人 | ⑤平成二十二年三月三十一日 |
| ①富山刑務所 | ②五百九十九 | ③四百八十一 | ④一人 | ⑤平成二十三年十月三十一日 |
| ①広島拘置所 | ②三百九十五 | ③三百十五 | ④一人 | ⑤平成二十三年九月三十日 |
| ①佐世保刑務所 | ②七百四十八 | ③六百五十九 | ④一人 | ⑤平成二十四年三月三十一日 |

①青森少年院	②八十八人	③二十五人	④一人	⑤平成二十一年七月三十一日	零人
①盛岡少年院	②百三十人	③五十人	④一人	⑤平成二十四年三月三十一日	零人
①赤城少年院	②百二十三人	③八十五人	④一人	⑤平成二十四年三月三十一日	零人
①八街少年院	②百五十人	③四十六人	④一人	⑤平成二十二年三月三十一日	零人
①豊ヶ岡学園	②九十人	③二十二二人	④一人	⑤平成二十四年三月三十一日	零人
①人吉農芸学院	②百六十人	③九十八人	④一人	⑤平成二十二年十月三十一日	零人
①大分少年院	②百三十人	③五十四人	④一人	⑤平成二十二年三月三十一日	零人
①仙台少年鑑別所	②五十人	③十四人	④一人	⑤平成二十四年三月三十一日	零人
①千葉少年鑑別所	②九十人	③三十五人	④一人	⑤平成二十四年三月三十一日	零人
①新潟少年鑑別所	②二十五人	③三人	④一人	⑤平成二十四年二月二十九日	零人
①高松少年鑑別所	②二十四人	③五人	④一人	⑤平成二十三年六月三十日	零人

また、同様に常勤医師等の定員が零人である矯正施設は百二十八施設であり、当該矯正施設について、

①名称、②収容定員及び③収容人員（平成二十四年三月三十一日現在の速報値）は以下のとおりであるが、

各矯正施設の常勤医師等の定員が零人となった年月日は不明であり、それ以降に病死をした被収容者の人数をお示しすることはできない。

- | | | |
|----------|-------|------|
| ①小樽拘置支所 | ②七十二人 | ③九人 |
| ①室蘭拘置支所 | ②五十二人 | ③七人 |
| ①名寄拘置支所 | ②二十二人 | ③五人 |
| ①岩見沢拘置支所 | ②六十五人 | ③八人 |
| ①弘前拘置支所 | ②五十人 | ③二十二 |
| ①八戸拘置支所 | ②六十五人 | ③十六人 |
| ①石巻拘置支所 | ②二十八人 | ③八人 |
| ①古川拘置支所 | ②四十人 | ③十三人 |
| ①横手拘置支所 | ②三十人 | ③四人 |
| ①大館拘置支所 | ②二十五人 | ③六人 |
| ①大曲拘置支所 | ②二十人 | ③二人 |

- ①米沢拘置支所 ②三十人 ③一人
- ①鶴岡拘置支所 ②二十人 ③七人
- ①酒田拘置支所 ②二十人 ③二人
- ①会津若松拘置支所 ②五十人 ③十四人
- ①郡山拘置支所 ②五十人 ③二十人
- ①いわき拘置支所 ②六十人 ③二十九人
- ①白河拘置支所 ②四十五人 ③九人
- ①一関拘置支所 ②十六人 ③二人
- ①水戸拘置支所 ②百九十二人 ③八十七人
- ①土浦拘置支所 ②百二十三人 ③五十五人
- ①下妻拘置支所 ②五十八人 ③二十八人
- ①足利拘置支所 ②五十五人 ③十五人
- ①大田原拘置支所 ②四十五人 ③十人

- ①高崎拘置支所 ②八十九人 ③二十人
- ①太田拘置支所 ②七十人 ③二十一人
- ①木更津拘置支所 ②五十人 ③三十一人
- ①松戸拘置支所 ②百六十三人 ③七十八人
- ①八日市場拘置支所 ②七十五人 ③三十七人
- ①小田原拘置支所 ②百六十人 ③七十三人
- ①相模原拘置支所 ②百人 ③三十二人
- ①長岡拘置支所 ②三十六人 ③十三人
- ①上越拘置支所 ②三十五人 ③十二人
- ①佐渡拘置支所 ②十人 ③一人
- ①長野拘置支所 ②六十人 ③二十七人
- ①上田拘置支所 ②四十四人 ③十八人
- ①浜松拘置支所 ②百四十一人 ③八十二人

- ①沼津拘置支所 ②百二十三人 ③六十七人
①熊谷拘置支所 ②二十七人 ③零人
①飯田拘置支所 ②十五人 ③十二人
①上諏訪拘置支所 ②三十人 ③四人
①高岡拘置支所 ②四十人 ③十一人
①七尾拘置支所 ②十五人 ③三人
①岐阜拘置支所 ②百五十二人 ③七十六人
①高山拘置支所 ②三十人 ③四人
①御嵩拘置支所 ②三十人 ③十三人
①岡崎拘置支所 ②百七人 ③七十一人
①四日市拘置支所 ②六十人 ③二十六人
①伊勢拘置支所 ②三十人 ③五人
①一宮拘置支所 ②六十人 ③三十三人

- ①半田拘置支所 ②四十人 ③十九人
- ①彦根拘置支所 ②三十七人 ③十二人
- ①舞鶴拘置支所 ②三十九人 ③十七人
- ①堺拘置支所 ②百十七人 ③九十四人
- ①岸和田拘置支所 ②五十四人 ③四十二人
- ①丸の内拘置支所 ②百六十人 ③九十七人
- ①田辺拘置支所 ②六十人 ③十九人
- ①新宮拘置支所 ②二十五人 ③一人
- ①洲本拘置支所 ②二十六人 ③五人
- ①豊岡拘置支所 ②二十人 ③十人
- ①葛城拘置支所 ②七十人 ③三十七人
- ①尼崎拘置支所 ②百四十九人 ③百一人
- ①米子拘置支所 ②五十人 ③十六人

- ①浜田拘置支所 ②二十九人 ③十二人
①津山拘置支所 ②三十八人 ③十一人
①福山拘置支所 ②七十人 ③二十七人
①三次拘置支所 ②二十一人 ③十人
①下関拘置支所 ②八十人 ③二十五人
①宇部拘置支所 ②三十五人 ③十人
①萩拘置支所 ②二十五人 ③六人
①周南拘置支所 ②八十人 ③二十九人
①丸亀拘置支所 ②五十八人 ③十九人
①西条刑務支所 ②百二十三人 ③五十一人
①今治拘置支所 ②四十人 ③十三人
①宇和島拘置支所 ②四十五人 ③八人
①大洲拘置支所 ②十五人 ③七人

- ①中村拘置支所 ②二十人 ③七人
- ①大牟田拘置支所 ②四十人 ③十二人
- ①久留米拘置支所 ②九十三人 ③四十七人
- ①飯塚拘置支所 ②八十人 ③二十九人
- ①田川拘置支所 ②四十人 ③十三人
- ①巖原拘置支所 ②二十一人 ③二人
- ①平戸拘置支所 ②零人 ③零人
- ①長崎拘置支所 ②八十七人 ③四十三人
- ①島原拘置支所 ②十五人 ③四人
- ①五島拘置支所 ②十三人 ③二人
- ①八代拘置支所 ②六十四人 ③十二人
- ①天草拘置支所 ②二十人 ③六人
- ①中津拘置支所 ②三十人 ③七人

- ①都城拘置支所 ②三十一人 ③十二人
- ①延岡拘置支所 ②四十四人 ③十人
- ①鹿児島拘置支所 ②百九十九人 ③百人
- ①大島拘置支所 ②二十二二人 ③九人
- ①八重山刑務支所 ②十六人 ③五人
- ①宮古拘置支所 ②十五人 ③十人
- ①播磨学園 ②百二十人 ③五十二人
- ①函館少年鑑別所 ②二十人 ③一人
- ①旭川少年鑑別所 ②二十人 ③一人
- ①釧路少年鑑別所 ②四十人 ③一人
- ①青森少年鑑別所 ②二十三人 ③一人
- ①盛岡少年鑑別所 ②十九人 ③三人
- ①秋田少年鑑別所 ②十六人 ③零人

- ①山形少年鑑別所 ②十九人 ③二人
- ①福島少年鑑別所 ②三十人 ③二人
- ①水戸少年鑑別所 ②六十人 ③九人
- ①宇都宮少年鑑別所 ②四十人 ③七人
- ①甲府少年鑑別所 ②二十五人 ③二人
- ①長野少年鑑別所 ②二十人 ③零人
- ①富山少年鑑別所 ②二十人 ③四人
- ①金沢少年鑑別所 ②三十六人 ③二人
- ①福井少年鑑別所 ②二十五人 ③二人
- ①岐阜少年鑑別所 ②十九人 ③六人
- ①津少年鑑別所 ②四十人 ③十一人
- ①大津少年鑑別所 ②二十一人 ③一人
- ①奈良少年鑑別所 ②二十五人 ③五人

- ①和歌山少年鑑別所 ②二十人 ③四人
- ①鳥取少年鑑別所 ②二十九人 ③一人
- ①松江少年鑑別所 ②二十人 ③一人
- ①岡山少年鑑別所 ②三十人 ③八人
- ①山口少年鑑別所 ②二十九人 ③四人
- ①徳島少年鑑別所 ②十九人 ③一人
- ①松山少年鑑別所 ②三十人 ③十三人
- ①高知少年鑑別所 ②三十二人 ③五人
- ①佐賀少年鑑別所 ②三十人 ③三人
- ①大分少年鑑別所 ②二十二二人 ③四人
- ①宮崎少年鑑別所 ②二十人 ③七人
- ①鹿児島少年鑑別所 ②二十人 ③四人
- ①東京婦人補導院 ②二十人 ③一人

六について

人権とは、一般に、人間が人間として生まれながらに持っている権利を意味するものとされていると承知している。

七及び九について

矯正施設においては、被収容者の処遇はその人権を尊重しつつ行うべきであり、また、被収容者に対し、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるべきものと考えられている。

八について

お尋ねの趣旨が明らかではなく、お答えすることは困難である。

十について

常勤医師等の欠員が生じている矯正施設における医師等の確保は喫緊の課題であると認識しており、矯正施設における医療に関する民間の医療機関等との協議会の開催、大学病院の医局等に対する医師等の派遣の要請、インターネット等を利用した医師等の公募等を行っているところである。